

公益社団法人葛城市シルバー人材センター会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人葛城市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第7条に定める正会員、特別会員及び賛助会員の会費に関する必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員、特別会員及び賛助会員の一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、年額 3,000 円とする。但し、夫婦で会員の場合、申請により、一方の配偶者の会費を年額 1,500 円とすることができる。
- (2) 特別会員の会費は、年額 3,000 円とする。
- (3) 賛助会員の会費は、年額 3,000 円とする。

2 事業年度の途中で入会した正会員、特別会員及び賛助会員の当該事業年度の会費は、月割りとすることができる。但し、退会後 3 年以内の再入会には適用しない。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回4月末日までに納入するものとする。

2 ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、1月以内に納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 会費については、公益目的事業及び管理部門（法人会計）において2分の1ずつ使用するものとする。

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

第5条 正会員、特別会員及び賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 センターは、正会員、特別会員及び賛助会員が当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会において決定するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月27日から施行し、令和4年度事業年度にかかる会費の納入から適用する。なお、これにより施行期日前に納入された令和4年度事業年度に係る会費に過払いが生じる場合は、これを返還するものとする。